

(参考資料)

改正製品安全四法  
事業者向けガイドライン  
(令和8年2月)

令和8年2月

## はじめに

令和 6 年 6 月 19 日、第 213 回通常国会において「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」が成立、同月 26 日に公布され、令和 7 年 12 月 25 日から施行されました。

本改正は、製品安全四法と言われる、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を対象にしています。

改正法の実効性確保に向け、新たに規制対象となった、特定輸入事業者、国内管理人、取引 DPF（デジタルプラットフォーム）提供者に対する改正内容の周知の必要性、また、法がこれらの事業者に対し、最低限の要求を定めたものにすぎず、製品安全の実現に向けては各事業者の自主取組を促す必要があることから、この 2 点をねらいとして、「改正製品安全四法事業者向けガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインは、新たに規制対象となった事業者に対し、Q&A 形式で改正製品安全四法のポイントと対応上の留意点を整理しています。海外事業者等のニーズを踏まえて分かりやすく回答を示したものであり、一方で、ここで記載したものは、特に重要なものに限定しており、情報量も限られています。具体的な内容については、各設問の解説に記載した参照 URL 等を参考にして、実務対応していただきたいと考えています。

## 目次

Q1	日本の製品安全に関する法規制の全体像を教えてください。.....	1
Q2	PS マーク制度について教えてください。.....	2
Q3	子供用特定製品とは何ですか。.....	5
Q4	製品安全四法において海外事業者が規制対象になったというのは、具体的にはどういことですか。.....	6
Q5	製品安全四法で、特定輸入事業者が規制対象になった背景を教えてください。.....	7
Q6	特定輸入事業者が日本国内の市場で PS マーク対象製品を販売する場合に必要な手続き (事業を廃止する場合の手続き) を教えてください。.....	8
Q7	特定輸入事業者が日本国内の市場で PS マーク対象製品を販売する場合の義務を教えてください。.....	10
Q8	製品安全四法における技術基準適合義務とは何ですか。.....	11
Q9	PS マーク対象製品における技術基準適合を確認するために、どのような検査が必要ですか。.....	12
Q10	製品安全四法における国内管理人とは何ですか。.....	14
Q11	製品安全四法で国内管理人はどのような義務を負いますか。.....	15
Q12	届出において国内管理人を選任しなければなりません、選任すべき国内管理人はどのような 要件を満たしている者ですか。.....	16
Q13	国内管理人を探したのちに必要な対応はどのようなものですか。.....	17
Q14	届出事業者に法令違反がある場合に、製品安全四法ではどのような処罰等 (行政命令等) がありますか。.....	18
Q15	消費生活用製品安全法における製品事故の定義を教えてください。.....	20
Q16	製品事故が起きた場合に必要報告や連絡を教えてください。.....	22
Q17	自社が製造・輸入した製品で製品事故が発生した時にはどのような対応が求められますか。.....	24
Q18	どのようなときにリコール (製品の自主回収等) をすべきですか。.....	25
Q19	リコール (製品の自主回収等) を行う場合、経済産業省に届け出るためにどのような手続きが 必要ですか。.....	26
Q20	製品事故が発生し、事業者において危害を防止するための適切な対応がとられない場合に、 国からはどのような処罰等 (行政命令等) がありますか。.....	27
Q21	製品安全四法における取引 DPF 提供者とは何ですか。.....	28
Q22	製品安全四法において取引 DPF 提供者にはどのような責務がありますか。.....	29
Q23	製品安全誓約とは何ですか。.....	30
Q24	長期使用製品安全点検・表示制度とは何ですか。.....	31

## Q1

日本の製品安全に関する法規制の全体像を教えてください。

製品安全については、一般消費者が使用する消費生活用製品により起こりうる怪我、火傷、死亡などの人身事故の発生等を未然に防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的に、消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（製品安全四法）を定めています。

具体的には、危害発生のおそれがある製品を PS マーク対象製品として指定し、製造事業者及び輸入事業者に対して国への届出を求めるとともに、国が定めた技術基準に適合することを義務付けています。製造事業者及び輸入事業者は技術基準適合義務を含む一定の義務を果たした場合には、その特定製品に PS マークを付することができます。製造事業者、輸入事業者及び販売事業者は PS マークの付された製品でなければ、販売することはできません。

たとえ、製造事業者等が「業務用」として製造、輸入している製品でも、その製品の仕様や販路等から、一般家庭でも広く使用できるような製品は消費生活用製品となる場合があります。また、製品安全四法は、エンドユーザー向けの小売販売のみならず、事業者間の卸売販売（BtoB）の販売も対象です。

さらに、個々の製品によっては、食品であれば食品衛生法、自動車であれば道路運送車両法といったように、各諸法の規定もありますので、そちらもご参照ください。

上記とは別に民事上の損害賠償責任について、製造物責任法を規定しています。

---

参考資料：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（8 ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

## Q2

PS マーク制度について教えてください。

製品により起こりうる怪我、火傷、死亡などの人身事故の発生等を未然に防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的に、消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（製品安全四法）を定めています。

製品安全四法において、危害発生のおそれがある製品を PS マーク対象製品として指定し、製造事業者及び輸入事業者に対して国への届出を求めるとともに、国が定めた技術基準に適合することを義務付けています。製造事業者及び輸入事業者（特定輸入事業者を含む）は技術基準適合義務を含む一定の義務を果たした場合には、その特定製品に PS マークを付することができます。製造事業者、輸入事業者（含む特定輸入事業者）及び販売事業者は PS マークの付された特定製品でなければ、販売することはできません（国への届け出に関しては Q6、技術基準適合義務に関しては Q8, Q9 をあわせて参照ください）。

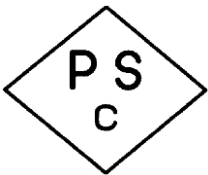
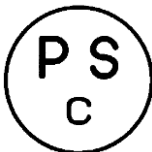


PS マーク対象製品は、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品ですが、PS マーク対象製品のうち、製造又は輸入の事業を行う者の中に消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品等は、ひし形の PS マーク対象製品として指定しています。

丸形の PS マーク対象製品は、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば、丸形の PS マークを表示することができます。一方、特別特定製品は、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認出来れば、ひし形の PS マークを表示することができます。

また、子供 PS マークは、技術基準適合性を確認した上で、使用年齢基準に適合し、対象年齢を含む使用上の注意事項を記載すれば表示することができます。いずれも、正しい PS マークを付していなければ、販売することはできず、かつ、販売目的で陳列することも認められません。

PS マークの表示箇所はそれぞれの法令で規定されています。なお、PSC マークは、「技術基準省令別表第 5」に特定製品ごとに定められています。また、PSE マークは電気用品の表面に容易に消えない方法で表示し、その近くには届出事業者名や登録機関名を表示することが求められます（施行規則第 17 条、同別表第五）。但し、電線、ヒューズ、配線器具等の部品材料であって構造上表示スペースを確保することが困難なものにあっては、本来の記号に変えて、簡易記号 <PS> E、(PS) E を表示することができます。



## 消費生活用製品安全法で規制される対象製品（PSCマーク）

特別特定製品	特別特定製品以外の特定製品
	
子供用特定製品かつ特別特定製品	子供用特定製品かつ特定製品
	



## 電気用品安全法で規制される対象製品（PSEマーク）

特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
	

## ガス事業法で規制される対象製品（PSTGマーク）

特定ガス用品	特定ガス用品以外のガス用品
	

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規制される対象製品（PSLPGマーク）

特定液化石油ガス器具等	特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等
	

※規制対象製品の一覧は下記 URL を参照してください。

■ 消費生活用製品安全法で規制される対象製品（PSC マーク）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/item.html>

■ 電気用品安全法で規制される対象製品（PSE マーク）

<特定電気用品>

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/specified\\_electrical.html](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/specified_electrical.html)

<特定以外の電気用品>

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/non\\_specified\\_electrical.html](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/non_specified_electrical.html)

■ ガス事業法で規制される対象製品（PSTG マーク）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/item.html>

■ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規制される対象製品（PSLPG マーク）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/item.html>

規制対象品目によっては経過措置期間がありますので留意してください。

- ・ 子供 PSC マークの対象製品は、令和 7 年（2025 年）12 月 25 日（施行日）より前に輸入が完了した製品には本規制は適用されません。
- ・ 施行日以前に輸入した乳幼児用ベッドについては、令和 9 年（2027 年）3 月 24 日までの経過措置期間中に PSC マークから子供 PSC マークへのマークの貼り替えが必要です（令和 9 年（2027 年）3 月 25 日以降に販売するすべての乳幼児用ベッドは、子供 PSC マーク表示が必要です）。このとき改めて届出などの手続きをする必要はありません。

今後規制対象品目に加えられるものも経過措置期間が設けられる可能性がありますので確認してください。

近年規制対象になった製品の一例は次のとおりです。

①モバイルバッテリー

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics/mlb/mlb-outline.pdf>

②乳幼児用玩具

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/gangu\\_kisei.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html)

③ガストーチ

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/gastorch.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/gastorch.html)

---

参考資料：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（8 ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

## Q3

子供用特定製品とは何ですか。

特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものです（消安法第 2 条第 4 項、令第 3 条）。子供用特定製品は子供 PSC マークがなければ販売できません（消安法第 4 条第 2 項）。

子供用特定製品に技術基準及び使用年齢基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表示を子供 PSC マークといいます。特別特定製品である子供用特定製品については◇子供 PSC マーク、特別特定製品以外の子供用特定製品については○子供 PSC マークを表示します。

子供用特定製品の規制の概要については、下記 URL を参照ください。

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/gangu\\_kisei.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html)

令和 7 年（2025 年）12 月現在、乳幼児用ベッド（◇子供 PSC マーク）と乳幼児用玩具（○子供用 PSC マーク）が子供用特定製品に指定されています。

乳幼児用玩具は、技術上の基準、使用年齢基準、注意表示の内容等が規定されております（技術基準省令別表 1，別表 1 の 2，別表 2 の 2）また、乳幼児用玩具については、下記 URL の「2. 乳幼児用玩具」もご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu\\_faq\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu_faq_2.pdf)

乳幼児用ベッドについては、下記 URL もご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/babybed\\_faq\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/babybed_faq_1.pdf)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/babybed\\_kodomopsc.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/babybed_kodomopsc.html)

---

参考資料：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（5,6 ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

## Q4

製品安全四法において海外事業者が規制対象になったというのは、具体的にはどういうことですか。

製品安全四法における海外事業者は、

①海外事業者が輸入事業者を介して消費者に製品を販売・配送するケース

②海外事業者が直接消費者に製品を販売するケース

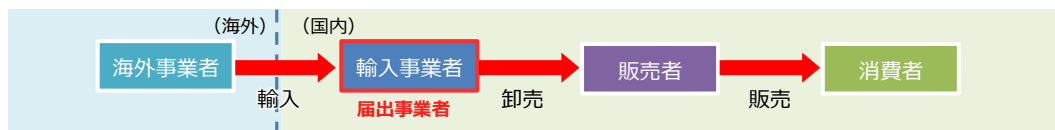
の2つのケースに整理できますが、これまでは、①のケースにおいて、PSマーク対象製品の国内の輸入事業者が製品安全四法の規制対象でした。これからは②のケースにおける海外事業者についても同法の規制対象になります。

②でPSマーク対象製品を販売するとき、当該海外事業者を特定輸入事業者と規定しました。

具体的には、②のケースは a)海外事業者が国内の取引デジタルプラットフォームを介して販売・配送するケースと b)海外事業者が日本向けの自社サイトで注文を受け配送するケースがあります。いずれの場合においても特定輸入事業者は、国内管理人を選任する義務があります。

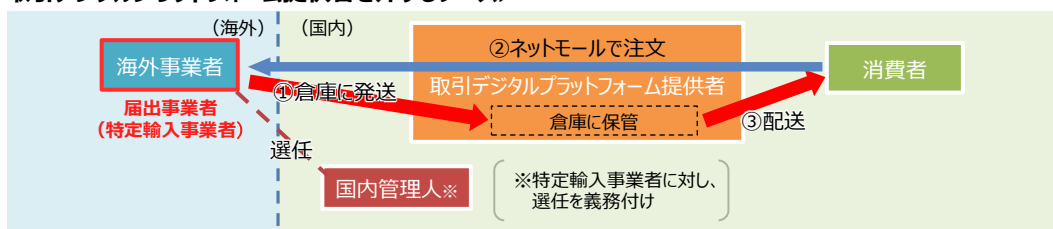
### <届出事業者の整理>

#### ① 海外事業者が輸入事業者を介して消費者に製品を販売・配送

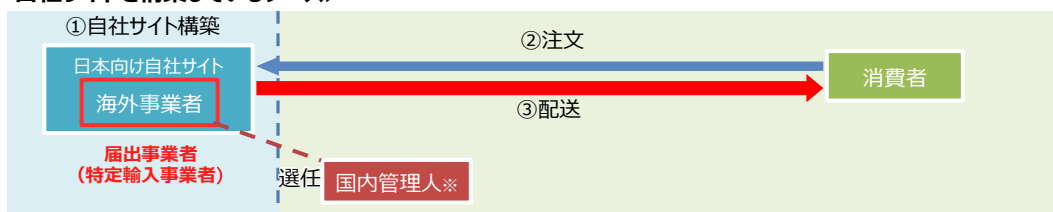


#### ② 海外事業者が直接消費者に製品を販売・配送

##### <a) 取引デジタルプラットフォーム提供者を介するケース>



##### <b) 自社サイトを構築しているケース>



※上図で「届出事業者」と記載のない事業者は届出事業者としての規制は受けません。

参考資料：消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）（8 ページ）  
[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu\\_kaisei\\_Japanese.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf)

## Q5

製品安全四法で、特定輸入事業者が規制対象になった背景を教えてください。

近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引 DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有すべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題が存在しています。このため、PSマーク対象製品を日本の消費者に直接販売する海外事業者を「特定輸入事業者」として、届出対象であることを明確化しました。

---

参考資料：消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）（1 ページ）  
[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu\\_kaisei\\_Japanese.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf)

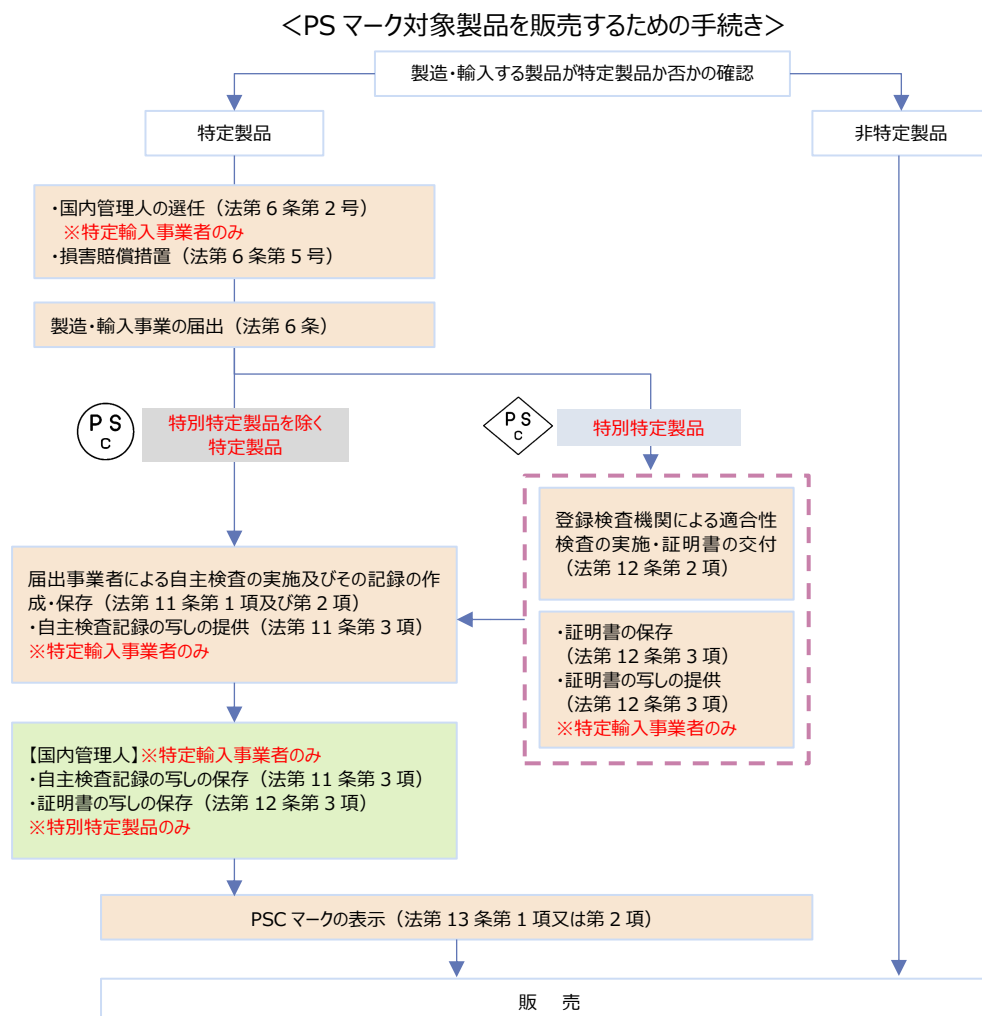
## Q6

特定輸入事業者が日本国内の市場で PS マーク対象製品を販売する場合に必要な手続き（事業を廃止する場合の手続き）を教えてください。

PS マーク対象製品を日本の消費者に直接販売する場合、経済産業省に対し、事業開始日、製造（輸入）する PS マーク対象製品の区分等の届出が必要になります（消安法第 6 条、技術基準省令の様式第 3 等）。

上記に先立って、国内管理人を選任する必要があり、届出に当たって国内管理人の住民票や特定輸入事業者と国内管理人の契約に関する書類等を添付する必要があります（消安法第 6 条第 2 号、技術基準省令第 6 条第 2 項等）。また、消安法の特定製品については、当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置（損害賠償措置）を講じている必要があります（消安法第 6 条第 5 号、法第 11 条第 5 項等）、被害者一人当たり 1 千万円以上かつ年間 3 千万円以上を限度額として填補する損害賠償責任保険契約の被保険者となる必要があります（技術基準省令第 16 条等）。

具体的な手続きの流れは次のとおりです。



届出に必要な書類が全て揃っている場合、経済産業省への届出自体は受理されれば完了します。案件の状況によって異なりますが、次のような期間を要する場合がありますので、余裕を持って準備を開始することをお勧めします。

国内管理人の選任と契約：数週間～数ヶ月

損害賠償措置（保険契約）の締結：数週間

技術基準適合性の確認（自主検査または適合性検査）：製品により異なる（数週間～数ヶ月）

なお、輸入する製品が子供用特定製品の場合は、届出事業者による使用に適した年齢・注意文言の表示が必要になります（消安法第 12 条の 2）。

届出の単位は各法令で定められた製品区分ごとに行う必要があるので注意してください。

事業を廃止した場合は、事業廃止届出書を経済産業省に届け出る必要があります（消安法第 9 条等）。また、既に販売した製品について製品事故が発生した場合の対応体制を維持する必要があります。

---

参考資料：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（8,9,17,18,19 ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

## Q7

特定輸入事業者が日本国内の市場で PS マーク対象製品を販売する場合の義務を教えてください。

特定輸入事業者は、PS マーク対象製品を取引 DPF を利用するなどして直接日本の消費者へ販売する際に、PS マークの表示義務や技術基準への適合義務が生じ、さらに法で定めた基準に適合する国内管理人を選任する必要があります。

また、販売した製品について事故が発生した際には、速やかに情報収集し、消費者へ情報提供するとともに、必要に応じて製品の回収や拡大防止措置をとる必要があり、重大製品事故が発生した際には、消費者庁へ報告する必要があります。

---

参考資料 : 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）（18 ページ）  
[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu\\_kaisei\\_Japanese.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf)

## Q8

製品安全四法における技術基準適合義務とは何ですか。

届出事業者は、PS マーク対象製品に表示を付するに当たり、技術上の基準への適合性を判断し、安全性について責任を持たなければなりません。

具体的には、PS マーク対象製品を輸入する場合には、技術基準省令に規定されている技術基準に適合するようにしなければなりません。

技術基準が改められたときは、新しい技術基準を守る必要があります（消安法第 11 条第 1 項等）。当該技術基準の解釈は、解釈通達や FAQ を参照してください。なお、技術基準は技術基準省令において定められていますが、その解釈は解釈通達の別表に記載されています。解釈通達の内容は、技術の進歩や国際市場性等を踏まえて随時更新しているため、常に最新の内容を確認する必要があります。

---

参考資料：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（10 ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

## Q9

PS マーク対象製品における技術基準適合を確認するために、どのような検査が必要ですか。

丸形の PS マーク対象製品は、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば、丸形の PS マークを表示することができます。一方、ひし形の PS マーク対象製品は、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認出来れば、ひし形の PS マークを表示することができます。

### (1) 丸形の PS マーク対象製品の場合

届出事業者は、その製造又は輸入した届出に係る型式の特定製品に関し、技術基準に適合していることを確認するための検査（自主検査）を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません（消安法第 11 条第 2 項等）。検査記録に記載すべき事項は以下の 6 項目で、保存期間は検査の日から 3 年間です（技術基準省令第 14 条第 1 項から第 3 項等）。

- ① 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- ② 検査を行った年月日及び場所
- ③ 検査を実施した者の氏名
- ④ 検査を行った特定製品の数量
- ⑤ 検査の方法
- ⑥ 検査の結果

検査記録の内容・様式・保存期間については、「製品安全四法改正に関する FAQ」の Q4-3-2（53 ページ）を参照してください。

また、乳幼児用玩具の第三者検査機関による検査の要否について、同 FAQ の Q4-3-4（54 ページ）で整理していますので、あわせて参照してください。

上記に加えて、特定輸入事業者である届出事業者は、検査記録の写しを国内管理人に提供する必要があります。また、当該写しの提供を受けた国内管理人は、その写しを保存する必要があります（消安法第 11 条第 3 項）。保存期間は検査の日から 3 年間です（技術基準省令第 14 条第 3 項等）。

### (2) ひし形の PS マーク対象製品の場合

届出事業者は、特別特定製品の製造又は輸入をする場合、前記（1）の自主検査に加えて、当該特別特定製品を販売する時まで、登録検査機関による適合性検査を受け、かつ、適合性証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません（消安法第 12 条第 1 項等）。

上記に加えて、特定輸入事業者である届出事業者は、適合性証明書の写しを国内管理人に提供する必要があります。国内管理人は、提供を受けた当該写しを保存する必要があります（消安法第 12 条第 3 項等）。

なお、適合性検査の申し込み方法、検査に必要となる日数・費用等については、製品安全四法の登録検査機関の一覧を参照いただき、各機関にお問い合わせください。

●消費生活用製品安全法

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tourokukensakikan2.pdf>

●ガス事業法

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/gasji/contents/gasujitourokubo.pdf>

●電気用品安全法

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/cab\\_list.html](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/cab_list.html)

●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekisekitourokubo.pdf>

電気用品に関しては、「よくある違反事例集～電気用品安全法に関するもの～」として、電気用品安全違反事例を整理していますので、ご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/pse\\_ihann\\_jirei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/pse_ihann_jirei.pdf)

---

参考資料 : 消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド (10 ページ)

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

製品安全 4 法改正に関する FAQ (53,54 ページ)

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu\\_faq\\_2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu_faq_2.pdf)

## Q10

製品安全四法における国内管理人とは何ですか。

国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全四法上、海外事業者のいわば代理人として、検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とするとともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけられました。

特定輸入事業者は、PS マーク対象製品を販売するにあたり、技術基準省令第 15 条の 2 に定める基準を満たした国内管理人を届け出る義務があります。

但し、特定輸入事業者たる海外事業者においても、国内管理人が義務を果たせるように、国内管理人と定期的な連絡を取り、かつ、経済産業省からの求めがあった場合や緊急の場合には、緊急の連絡を取れるようにしておくべきといえます。また、国内管理人が義務を果たせるよう、検査記録の写しの提供や、報告徴収への対応等のために必要となる情報を遅滞なく国内管理人に提供することが求められます。

---

参考資料 : 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）（9 ページ）  
[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu\\_kaisei\\_Japanese.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf)

## Q11

製品安全四法で国内管理人はどのような義務を負いますか。

特定輸入事業者は海外にいることに鑑み、国内管理人に対し、特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求めることとしています。具体的には以下のようなことが求められます。

### <義務>

- ① 検査記録の写し（特別特定製品の場合は、適合性検査に係る証明書の写しも）の保存義務〔法第 11 条第 3 項（法第 12 条第 3 項後段）〕
- ② 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務（法第 40 条、第 41 条、第 42 条）  
※これらに違反した場合は、国内管理人に対する罰則や、その特定輸入事業者に対する表示の禁止が適用されます。

### <国内管理人に求められる報告>

- ① 特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人に報告が求められます。  
（報告事項）
  - ・ 届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス
  - ・ 連絡体制
- ② 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日前の日までに、申し出る必要があります。

---

参考資料 : 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）（9 ページ）  
[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu\\_kaisei\\_Japanese.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf)

## Q12

届出において国内管理人を選任しなければなりません、選任すべき国内管理人はどのような要件を満たしている者ですか。

特定輸入事業者である届出事業者は、選任する国内管理人が以下の基準に適合するようにしなければなりません（消安法第 11 条第 4 項、技術基準省令第 15 条の 2 等）。その際、その適合を証する資料は届出の際に添付する必要があります。当該基準に適合しない場合には、国内管理人基準不適合として、PS マーク対象製品を販売することはできません。

- ① 日本に住所を有すること。
- ② 届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分等の通知等を受領する権限を付与されていること。
- ③ PS マーク対象製品に関する法令の規定を遵守するものであること。
- ④ 日本語による会話能力を有すること。
- ⑤ 次の事項が定められた契約関係であること。
  - ( i ) 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
  - ( ii ) 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
  - ( iii ) ②（法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限の付与）に関する事項
  - ( iv ) 検査記録の写し等の保存に関する事項
  - ( v ) 報告徴収等に関する事項
- ⑥ 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。

---

参考資料：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（9 ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

## Q13

国内管理人を探したのちに必要な対応はどのようなものですか。

国内管理人は個人でも法人でもよいですが、技術基準省令第 15 条の 2 に定める基準を満たす必要があります（Q10 参照）。

また、特定輸入事業者は届出書に加えて、登記事項証明書又は住民票の写し、権限証明書、委託契約書の写し（国内管理人業務に関する委託契約書やその他これに準ずる書類又はその写し）、誓約書を提出する必要があります。なお、契約にあたっては、国内管理人の責任範囲等を明確にした委託契約書を作成することが重要になります。当該委託契約書には、技術基準省令第 15 条の 2 第 5 号に定める以下の事項を含める必要があります。

- ・ 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
- ・ 特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
- ・ 法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限の付与に関する事項
- ・ 検査記録の写し等の保存に関する事項
- ・ 報告徴収等に関する事項

当該契約書については、指定の様式は定められておりませんが、経済産業省ホームページに掲載されている「消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド」及び「電気用品安全法 法令業務実施手引書」において、委託契約書に記載すべき内容の例示を示していますので、これらのガイドに掲載されている記載例を参考にして作成してください。

国内管理人に支払う費用は、契約する相手や業務内容によって異なり、個人と契約する場合と法人と契約する場合、取り扱う製品の種類や数量によっても費用は変動すると考えられます。一般的には、複数の候補から見積もりを取得し、サービス内容と費用を比較検討することも一案です。

## Q14

届出事業者に法令違反がある場合に、製品安全四法ではどのような処罰等（行政命令等）がありますか。

届出事業者に法令違反がある場合の処罰等は以下のとおりです。

### （1）改善命令および表示の禁止

届出事業者が以下の義務等を果たさない場合は、その改善を命じ、又は、PS マークに係る表示を禁止することがあります（消安法第 14 条、第 15 条等）。

- ・ 損害賠償措置（消費生活用製品安全法の特定製品の場合）
- ・ 国内管理人の基準適合義務（特定輸入事業者の場合）
- ・ 技術基準適合義務
- ・ 自主検査及び検査記録の作成・保存の義務
- ・ ひし形 PS マーク製品の適合性検査及び適合性証明書の保存の義務
- ・ 子供用特定製品の使用年齢基準適合義務及び使用上の注意等の表示義務

### （2）危害防止命令等

PS マーク対象製品について、技術基準に適合していないものを製造、輸入又は販売した場合であって、それにより一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造、輸入又は販売事業者に対し、当該特定製品の回収を図ることその他必要な措置を命ずることがあります（消安法第 32 条等）。

※子供用特定製品の場合は、使用年齢基準に適合しない場合も対象になります。

### （3）危害防止要請等

PS マーク対象製品について、（2）の違反があった場合であって、それにより一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該違反をした者が特定できないなどの理由によって必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、取引 DPF 提供者に対し、当該違反をした者の当該取引 DPF の利用の停止その他必要な措置を要請することがあります（消安法第 32 条の 3 第 1 項等）。

### （4）法令等違反行為者の公表

経済産業大臣は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、法令等に違反した者の氏名や当該製品等を公表することがあります（消安法第 46 条の 2 等）。

上記の他、例えば、電気用品安全法違反など、一部の法令違反については、拘禁刑や罰金刑の刑事罰も規定されており、行為者処罰規定のほか、法人の両罰規定もあります。このほか、損害賠償責任という民事上の責任が生じることもあります。

---

参考資料 : 消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド (13,14,15 ページ)

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

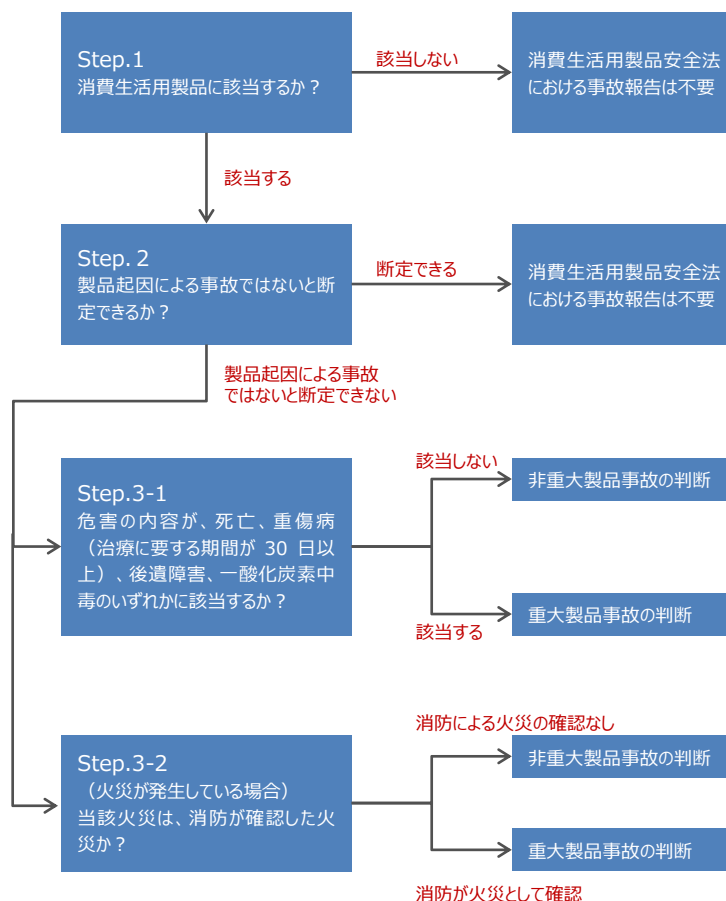
## Q15

消費生活用製品安全法における製品事故の定義を教えてください。

消費生活用製品の使用（一般消費者が使用する製品で、他法における規制対象を除く）に伴い生じた事故のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故等であって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものです（消安法第 2 条第 6 項）。「製品の欠陥によって生じた事故か不明なもの」も、「製品事故」には含まれていますので、十分に注意が必要です。また、「製品事故」の対象外となる、「消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故」とは、誰の目からみても製品の欠陥によって生じた事故でないことが明らかな事故となります。消費者による消費生活用製品の誤使用や、目的外使用によって引き起こされたと考えられる事故であっても、それが本当に製品の欠陥によって生じた事故ではないことが明白な事故か否か、極めて慎重に個別の事故事例で判断することが求められます。

重大製品事故とは、製品事故のうち、火災が発生したもの、被害者が死亡した事故、一酸化炭素中毒が発生した事故、被害者が負傷又は疾病で 30 日以上の治療を要したり、後遺障害が残ったりした事故、火災が発生したものです（消安法第 2 条第 7 項、消安令第 5 条等）。

### <重大製品事故該当性の判断フロー>



---

参考資料 : 消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド (7 ページ)

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

消費生活用製品安全法に基づく 製品事故情報報告・公表制度の解説～ 事業者用ハンドブック 2023 ～  
(19 ページ)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/guideline/file/handbook\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/file/handbook_1.pdf)

## Q16

製品事故が起きた場合に必要な報告や連絡を教えてください。

製品事故が起きた場合に必要な報告や連絡は以下のとおりです。

### (1) 消費者への情報提供

消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売事業者は、製品事故による危害を防止するため、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を消費者に適切に提供するよう努めなければなりません（消安法第 34 条第 1 項）。

### (2) 事故報告

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、10 日以内に事故の発生日、概要等を消費者庁に報告しなければなりません（消安法第 35 条第 1 項、内閣府令第 3 条）。なお、重大製品事故に当たらない場合（非重大製品事故）であっても独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への情報提供が推奨されます。

具体的な手続きは以下のとおりです（報告にあたっては日本語での報告が必要になります）。

#### ■ 重大製品事故

報告にあたっては、内閣府令第 3 条（様式第一）で定められた報告様式にしたがい、電子メール、FAX、郵送又は直接持参する方法のいずれかで報告します。

##### 【報告書式】

##### ○ 報告書式

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/consumer\\_safety\\_cms202\\_251224\\_02.docx](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms202_251224_02.docx)

##### ○ 報告書記入例

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/consumer\\_safety\\_cms202\\_251224\\_03.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms202_251224_03.pdf)

#### ■ 非重大製品事故

下記のページを確認し、メールで連絡します。

<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/shushu/youshiki/index.html>

### (3) 製造・輸入事業者への通知

消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入事業者へに通知するよう努めなければなりません。（消安法第 34 条第 2 項）

(4) その他関係者への連絡

生産物賠償責任保険（PL 保険）を手配している事業者は、加入している保険商品の損害保険会社に連絡することも一案です。

---

参考資料：消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック 2023～  
(6 ページ)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/guideline/file/handbook\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/file/handbook_1.pdf)

リコールハンドブック 2022 (32,33 ページ)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/recall\\_handbook2022.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2022.pdf)

## Q17

自社が製造・輸入した製品で製品事故が発生した時にはどのような対応が求められますか。

自社が製造・輸入した製品で製品事故が発生した場合、以下の対応が求められます。

(1) 事実関係の把握、内容の整理、行政等への報告

製品事故等の発生又は発生を予見させる兆候を発見した場合、最初のアクションは、事実関係の把握、内容の整理等を行うことです。これらは下記に示す 4 つの事項に整理できます。

- ① 製品事故等の内容の整理、国への報告
- ② トレーサビリティの把握と整理
- ③ 製品事故等の兆候に関する情報の整理等
- ④ 周辺情報の把握と整理

(2) 原因の究明

事実関係の把握とともに、原因究明のための速やかな対応が必要です。

(3) 被害者への対応

当該製品事故等で被害が発生している場合、被害者への対応は最優先事項の 1 つとなります。事実関係の把握とともに、しかるべき被害者対応が求められます。

万一、製品事故について多発性や拡大可能性がある場合には、将来の事故を防ぐために、必要な措置を取ることが求められます。このような措置が行われず、損害が拡大した場合には、民事上は、不法行為責任、刑事上は、人身事故に至った場合には業務上過失致死傷罪に問われる場合もあり得ます。

日頃から社内において製品事故等の情報を一元的に管理し、製品事故が発生した時に速やかに対応できるよう社内体制を構築しておくことも有用です。

---

参考資料 : リコールハンドブック 2022 (30~40 ページ)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/recall\\_handbook2022.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2022.pdf)

## Q18

どのようなときにリコール（製品の自主回収等）をすべきですか。

消費生活用製品の製造又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、その製品事故の原因を調査し、危害の発生や拡大を防止する必要があると認めるときは、製品の自主回収等の措置をとるよう努めなければなりません。（消安法第 38 条第 1 項）

したがって、将来の危害の発生や拡大を防止するために必要があれば、自主回収等の措置を取ることが求められています。

ここでいう「自主回収等」を「リコール」と一般的に呼び、以下の行為をいいます。

- ① 製造、流通及び販売の停止／流通及び販売段階からの回収
- ② 消費者に対するリスクについての適切な情報提供
- ③ 類似の製品事故等の未然防止のために必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起
- ④ 消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理、部品の交換等）又は引取り

リコールは、消費者の被害の拡大を予防する措置として実施されるもので、製品の不具合等により重大な拡大被害が発生したり、発生のおそれがある場合はもちろんのこと、不具合等が欠陥（通常有すべき安全性を欠いている状態）ではない場合や欠陥の有無が不明であっても、被害の発生・未然防止のために製造・輸入事業者の判断で自主的に行われることがあります。

また、被害が発生していなくても、当該製品自体に不具合等が生じていればリコールが行われることも少なくありません。

リコールを実施する場合は、①リコールプランの策定、②迅速かつ的確なリコールの実施、③リコール実施状況のモニタリングという各段階において、消費者の安全確保を最優先し、全社的に取り組むことが必要です。

リコールをすべきか否かの判断要素としては、①被害の質・重大さ、②事故（被害）の性格（多発性・拡大可能性があるか、それとも、単品の不良か）、③事故原因との関係（製品の欠陥か、消費者の明らかな誤使用か等）を考慮して判断することが考えられます。

---

参考資料：消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック 2023～  
(7 ページ)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/guideline/file/handbook\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/file/handbook_1.pdf)

リコールハンドブック 2022 (4,13,41～47 ページ)

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/recall\\_handbook2022.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_handbook2022.pdf)

## Q19

リコール（製品の自主回収等）を行う場合、経済産業省に届け出るためにどのような手続きが必要ですか。

次の手順に従って、手続きを進めてください。

### ①リコールの実施決定

※消費生活用製品における製品リコールを社内で決定された場合、まずは以下連絡先までご連絡下さい。

### ②「製品リコール開始の報告書」の提出

【リコールを開始する場合事前提出書類】

- a) 製品リコール開始の報告書
- b) 対象製品の外観写真及び不具合箇所の写真
- c) 事業者の Web サイト掲載（予定）ページもしくは告知文
- d) 修理・部品交換対応の場合に対策前と後で外観上判別するための方法

### ③経済産業省 Web ページによる公表内容の確認

※②の報告書の提出を受けて、経済産業省 Web ページ及び X（旧 Twitter）でリコール情報を掲載します。こちらの掲載内容をリコール開始前に事業者にご確認を依頼させていただきます。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）にリコール情報を共有し、NITE リコール情報ページでも情報発信をおこないます。

### ④リコールの実施（リコール情報の公表）

※既にリコールを開始している事案についても、「製品リコール開始の報告書」を提出して下さい。

### ⑤「製品リコール進捗状況の報告書」により進捗状況を定期報告

※報告書類の提出は原則電子メールでお願いします。 [bzl-seihin-enzen@meti.go.jp](mailto:bzl-seihin-enzen@meti.go.jp)

その他リコールに関するご相談。お問い合わせは経済産業省製品事故対策室までご連絡ください。

03-3501-1511

---

参考資料：製品安全ガイド内

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/recall\\_flow1.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/recall_flow1.pdf)

## Q20

製品事故が発生し、事業者において危害を防止するための適切な対応がとられない場合に、国からはどのような処罰等（行政命令等）がありますか。

製品事故が発生し、事業者において危害を防止するための適切な対応がとられない場合の国からの処罰等は以下のとおりです。

### （1）危害防止命令

重大製品事故が生じた場合等において、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造事業者又は輸入事業者に対し、その消費生活用製品の回収を図ることその他必要な措置を命ずることがあります（消安法第 39 条第 1 項）。

### （2）危害防止要請

重大製品事故が生じた場合等において、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が特定できないなどの理由によって必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、取引 DPF 提供者に対し、当該違反をした者の当該取引 DPF の利用の停止その他必要な措置を要請することがあります（消安法第 39 条の 2 第 1 項）。

### （3）体制整備命令

事業者が報告を怠った場合等に対しては体制整備命令が発動されることがあります（消安法第 37 条）。

---

参考資料：消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（14 ページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250828guide.pdf>

## Q21

製品安全四法における取引 DPF 提供者とは何ですか。

製品安全四法の対象となる取引 DPF（デジタルプラットフォーム）は、日本の消費者向けのインターネットモール又はインターネットオークションを想定しています。取引 DPF 又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、日本の消費者向けに取引の場を提供しているかで判断されます。

日本の消費者向けに取引の場を提供しているという判断基準は、以下のような要素を総合的に勘案して決定します。

- ・ 日本語で記述されたウェブサイトであるか
- ・ 日本への配送方法を確保しているか
- ・ 日本円での価格表記があるか

---

参考資料 : 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）（14 ページ）  
[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu\\_kaisei\\_Japanese.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf)

## Q22

製品安全四法において取引 DPF 提供者にはどのような責務がありますか。

国は、取引 DPF を利用する一般消費者への危害発生のおそれがある場合に、出品削除に係る要請ができる規定を創設するとともに、取引 DPF 提供者に対し、以下の責務を規定しています。

### <取引 DPF 提供者の責務等>

#### (要請)

- ・ 危害防止要請（出品削除等に係る要請）に係る必要な措置（消安法第 32 条の 3、消安第 39 条の 2 等）

#### (責務)

- ・ 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力（消安法第 34 条第 2 項）
- ・ 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知（消安法第 34 条第 4 項）
- ・ 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力（消安法第 32 条の 2、第 38 条第 3 項）
- ・ 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力（消安法第 38 条第 2 項）

---

参考資料 : 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要（海外事業者の規制対象化について）（14 ページ）  
[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu\\_kaisei\\_Japanese.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tokuteiyunyu_kaisei_Japanese.pdf)

## Q23

製品安全誓約とは何ですか。

日本版「製品安全誓約」は、OECD（経済協力開発機構）が公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、関係省庁と主要なオンラインマーケットプレイス（Online Marketplace。以下「OM」といいます。）を運営する事業者との協働により策定したものです。

製品安全誓約は、OM 上において出品・販売される、リコール製品や安全ではない製品が製品火災等の生命・身体に及ぼすリスクから消費者をこれまで以上に保護することを目的とした、製品安全に係る法的枠組みを超えた「官民協働の自主的な取組」であり、その対象は、大規模インターネットモールのような BtoC 型ビジネスとともに、オンラインフリーマーケットやインターネットオークションのような CtoC 型ビジネスの両方をカバーしています。

なお、製品安全誓約は、①全 12 項目で構成される「製品安全誓約本紙」のほか、②OM 運営事業者が製品安全誓約の内容を理解する際の参照資料となる「事業者向けガイダンス」、③消費者庁、総務省消防庁、経済産業省及び国土交通省といった消費者向け製品の関係省庁（以下「関係省庁」といいます。）による「安全ではない製品」等に関する考え方、具体的な取組内容及び手続を取りまとめた「担当者向け手引き」により構成されており、官民協働で製品安全誓約を実施することとなります。

【製品安全誓約の紹介ページ】

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230629001/20230629001.html>

## Q24

長期使用製品安全点検・表示制度とは何ですか。

長期使用製品安全点検・表示制度は以下のとおりです。

### (1) 長期使用製品安全点検制度

長期使用製品安全点検制度とは、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大製品事故の発生のおそれが高い製品を「特定保守製品」とし、その製造・輸入事業者（特定製造事業者等）、販売事業者等（特定保守製品取引事業者）、関連事業者、消費者等（所有者）それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止することを目的としています。

#### ■対象製品（特定保守製品）

石油給湯機 石油ふろがま

#### ■義務

製造・輸入事業者（特定製造事業者等）には、次のような義務があります。

- ・ 経済産業局長への事業の届出義務
- ・ 設計標準使用期間および点検期間の設定義務
- ・ 製品への表示義務
- ・ 製品への書面および所有者票の添付義務
- ・ 点検等の保守サポート体制の整備義務
- ・ 点検通知義務および点検実施義務

### (2) 長期使用製品安全表示制度

長期使用製品安全表示制度とは、経年劣化による重大製品事故の発生率は高くはないものの、事故件数が多い製品で、日常的な手入れと観察により、所有者が事故の兆候を見つけることができる製品が対象です。

対象製品には、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等が表示されています（平成 21 年（2009 年）4 月 1 日以降に製造・輸入された製品が対象となります）。

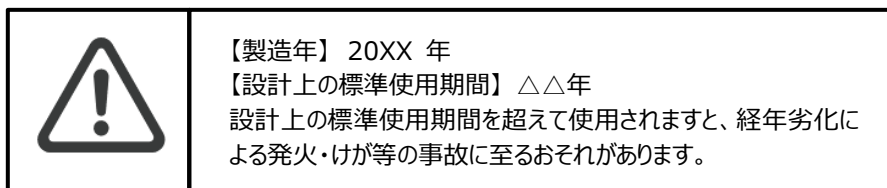
#### ■対象

扇風機、電気冷房機（エアコン）、換気扇、電気洗濯機（洗濯乾燥機を除く）、テレビジョン受信機（ブラウン管テレビに限る）

#### ■義務

上記対象製品に関して「電気用品の技術上の基準を定める省令」に追加された技術基準の表示項目（下図の表示）を機器本体の見やすい箇所に表示しなければなりません。

表示サンプル



---

参考資料 : 長期使用製品安全点検・表示制度のパンフレット

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/21\\_shouan\\_panfu.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/21_shouan_panfu.pdf)